

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成17年6月30日

京都市長 梶本 頼兼

1 入札に付する事項

- (1) 事業名称 京都市立小学校冷房化等事業
- (2) 事業場所 京都市立元町小学校（京都市北区西元町14番地）他155校
- (3) 事業内容 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づき、本市と事業契約を締結した当該特定事業者が特別目的会社を設立し、京都市立小学校の冷暖房に係る空気調和設備の設計、施工及び維持管理等の業務を行うもの。

- (4) 事業期間 契約の日から平成31年3月31日まで。

なお、設計・施工期間は契約の日から平成18年8月23日まで。
維持管理等の期間は、平成18年8月24日から平成31年3月31日まで。

- (5) 支払条件

契約金額を施設整備費相当額と維持管理費相当額に分け、次のように支払うものとする。

ア 施設整備費相当額

施設整備費相当額の13分の5に相当する額を平成19年5月31日までに、残額の13分の8の金額を平成31年3月31日まで12年間の均等払いとする。

イ 維持管理費相当額

平成31年3月31日まで13年間の均等払いとする。

2 入札参加資格に関する事項

入札参加者は、施工に当たる者若しくは施工に当たる者を含む複数の者で構成されるグループで、協力会社を含むすべての者が次の条件をすべて満たすこと。

なお、重複参加は禁止する。

- (1) 京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で平成16年12月22日付け京都市告示第393号に定める資格を有する者であると認められた者
- (2) 本件入札に係る入札参加資格確認申請書の提出日、入札執行日及び落札決定日において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加資格停止を受けていないこと。
- (3) 施工に当たる者は、次の条件を満たしていること。

なお、施工に当たる者が複数の場合については、そのうちの一者が以下の条件を満たしていること。

ア 建設業法に基づく管工事業の許可を受けていること。

イ 直前の建設業法第27条の23に基づく経営事項審査の結果としての経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定値が950点以上で、平成7年度以降に完成済みの空気調和設備工事において、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、室内機15台以上、かつ延べ床面積1千平方メートル以上の工事を施工した実績がある者。ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

ウ 施工を監督する技術者として、本事業に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を適切に配置し得ること。

なお、当該技術者は常勤の自社員で、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

(4) 設計又は維持管理に当たる者を構成員とする場合には、次のア又はイの条件を満たしていること。

ア 設計に当たる者の条件

(ア) 平成7年度以降に完成済みの空気調和設備工事において、元請として室内機15台以上、かつ延べ床面積1千平方メートル以上の空気調和設備の設計実績を有していること。

(イ) 常勤の自社員で、入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく建築設備士の資格を有する者を有していること。

イ 維持管理に当たる者の条件

(ア) 平成7年度以降に連続して室内機15台以上、かつ延べ床面積1千平方メートル以上の空気調和設備の維持管理業務の受託実績を有していること。

(イ) 保守、点検業務に必要な資格を有する者を専任で配置できること。

(5) 本件入札参加者で、次のア～ウのいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は

除く。

(ア) 親会社(商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前ア及びイと同視し得る関係があると認められる場合

(6) 協力会社の表明について

入札参加者は、入札参加資格確認申請時に事業開始後、特別目的会社から直接、業務を受託し、又は請け負うことを予定している者(以下「協力会社」という。)を明らかにすること。

なお、協力会社が他の入札参加者の協力会社となることは認めない。また、原則として表明した協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合(競争入札参加停止に該当する場合を除く。)は、入札書類の提出期限までに本市と協議を行うこと。

(7) 入札参加者及び協力会社が、次のア及びイに該当しないこと。

ア 本市と本事業に関するアドバイザー業務委託契約を締結している者及び提携関係にある者(以下「アドバイザー業務に関与した者」という。)並び

に関連がある者でないこと。

なお、アドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

株式会社UFJ総合研究所大阪本社 大阪市西区阿波座1丁目6番1号

弁護士法人御堂筋法律事務所 大阪市中央区南船場4丁目3番11号

株式会社東畑建築事務所 大阪市中央区伏見町4丁目4番10号

イ 京都市立小学校冷房化等事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）

の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付期間、場所

ア 交付期間 公告の日の翌日から平成17年7月6日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。
午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。

イ 交付場所 京都市理財局財務部調度課

(2) 入札説明会

入札説明会を下記のとおり開催するので、入札に参加しようとする者は必ず出席すること。

ア 開催日時 平成17年7月7日（木）午後2時から

イ 開催場所 京都市総合教育センター 第一研修室
京都市下京区河原町通松原上る二丁目富永町344番地

ウ 参加方法 入札説明書に明示

4 入札参加資格の確認

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者（入札に参加しようとする者がグループの場合は代表

者)は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

なお、必要書類の作成、提出に当たっては入札説明書にも留意すること。また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 参加表明書（用紙交付）

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

ウ 直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

入札日時において有効（審査基準日から1年7箇月以内）のものに限る。A4版の写しを提出すること。

エ 施工実績調書（用紙交付）

2(3)イに示す施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

オ 施工監督技術者配置予定調書（用紙交付）

資格及び3箇月以上の雇用関係を証明する書類の写しを添付すること。

カ 委任状

代表者（又は本市に提出済みの受任者）以外の代理人名で一般競争入札参加資格確認申請書を提出する場合のみ。

キ 返信用封筒

表に返信先を記載し、簡易書留郵便相当額の切手をちょう付すること。

設計又は維持管理に当たる者を構成員とする場合には、上記書類に加え次のクからサの書類を提出すること。

ク 設計実績調書（用紙交付）

2(4)ア(ア)に示す設計実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

ケ 建築設備士配置予定調書（用紙交付）

資格及び3箇月以上の雇用関係を証明する書類の写しを添付すること。

コ 維持管理実績調書（用紙交付）

2(4)イ(ア)に示す受託実績を記載し、それを証明し得る契約書等の写しを添付すること。

サ 維持管理技術者配置予定調書（用紙交付）

(2) 提出期間及び提出場所

ア 提出期間 平成17年8月8日(月)から平成17年8月12日(金)まで。
午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時を除く。

イ 提出先 京都市理財局財務部調度課

(3) 入札参加資格の確認結果通知等

入札参加資格の確認結果は、平成17年8月29日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求められることができる。

なお、書面は平成17年9月7日(水)までに、京都市理財局財務部調度課に持参提出しなければならない。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成17年9月14日(水)までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

5 入札参加資格確認の取消し

入札参加資格があると認められた者が、次の各号の一に該当するときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 入札参加資格があると認められた者が、入札執行までの間に、規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 入札参加資格があると認められた者が、入札執行日又は落札決定日において要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止となったとき。
- (3) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

6 入札説明書に対する質問及び回答期限

入札説明書に対する質問及び回答期限については、入札説明書による。

7 入札執行の日時及び場所等

- (1) 執行日時 平成17年10月20日(木) 午前10時
- (2) 執行場所 京都市理財局財務部調度課 第一入札室
- (3) 入札を行う者は、一般競争入札参加資格確認通知書(又はその写し)を提示しなければならない。また、総合評価基準に関する事業提案書を提出しなければならない。

8 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札説明書で指定する内容等のうち、基礎項目をすべて満たしている内容等を提案した入札者の中から、総合評価方式により審査委員会で審査・評価を行い最も高い評価点の者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次に高い評価点を有する者をもって落札者とすることがある。

なお、最も高い評価点の者が二者以上あるときは、入札書に記載された金額の低い者を落札者とする。また、入札書に記載された金額が同額である場合には、

くじ引きにより落札者を決定する。

- (2) 落札価格は、入札書に記載された金額から割賦手数料相当額を控除した金額に100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札に当たっては、予定価格を公表する。ただし、一般競争入札に参加する資格を有するものが一者のときは、予定価格の事前公表は行わない。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付。保証金額は施設整備費相当額の3割とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札の取消し

8(3)により予定価格の事前公表を行った場合において、入札参加者が一者になったときは、本件入札を取り消すものとする。

11 入札の無効

- (1) 規則第6条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により入札参加資格があると認められた者が行った入札は無効とする。
- (2) 予定価格を上回る価格で入札を行ったときは、無効とする。

12 議会の議決に付すべき契約

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39

年3月25日条例第32号)第2条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結することとする。ただし、仮契約を締結した後、議会の議決があるまでに、仮契約の相手方に別に定める基準に該当する反社会的行為等があったときは、当該仮契約は解除する。

13 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該事業に直接関連する他の事業の請負契約を当該事業の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

14 問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所本庁舎1階
京都市理財局財務部調度課工事契約担当 (電話番号 075-222-3313)

15 Summary

- (1) Subject matter of the contract :
Installation of air conditioner in the classroom of primary school through PFI
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :
5:00 p.m. 12 August, 2005
- (3) Time-limit for the submission of tenders :
10:00 a.m. 20 October, 2005
- (4) Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division,

Finance Bureau, City of Kyoto

Teramachi-Oike Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan

Phone 075-222-3313

(理財局財務部調度課)